

グループホームゆりさわ 北ユニット 運営規程

(認知症共同生活介護・短期利用認知症共同生活介護)

(介護予防認知症対応型共同生活介護・短期利用介護予防認知症対応型共同生活介護)

(目的)

第1条 この規程は、株式会社アミーゴ島根が開設するグループホームゆりさわ(以下「事業所」という)の北ユニット(以下「共同生活住居」という)の運営及び利用について必要な事項を定め、共同生活住居の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 認知症対応型共同生活介護は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活のなかでの心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立して営むことができるように、支援することを目的とする。

2 介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目的とする。

3 短期利用共同生活介護は、30日以内の利用期間で、当事業所の定員の範囲内で空いている居室を利用して行うものとし、利用者が住み慣れた地域の中で認知症の専門施設として身近に利用でき、在宅介護を支援することを目的とする。

(事業の方針)

第3条 本共同生活住居において提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及びその内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。

4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所名称、共同生活住居名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所名称 グループホームゆりさわ
- (2) 共同生活住居名称 北ユニット
- (3) 所在地 島根県松江市宍道町佐々布2 1 3 0 番地 1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 共同生活住居に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤)
管理者は、共同生活住居の従業者の管理、職員の管理を一元的に行うとともに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の介護従事者の職務にあたる。
- (2) 計画作成担当者 1名 (管理者および介護従事者と兼務)
計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当する。
- (3) 介護従事者 8名以上
計画作成担当者の作成した介護計画に従い介護に従事する。

(利用定員)

第6条 共同生活住居の利用定員は9名とする。

- 2 短期利用の利用定員は、空室がある場合に於いて1名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次の通りとする。(短期利用も同様)

- (1) 入浴、排泄、食事等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及び環境をふまえて、個別に認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画 (以下「介護計画」という) を作成する。(短期利用も同様)

- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該介護計画の内容を説明し、同意を得るとともにその介護計画を交付する。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに常に、その実施状況について評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、1割、2割または3割の額とする。ただし、次の各号に掲げる項目については、別に料金の支払いを受ける。

(1) 食材費 45,300円/月 (1,510円/日)

(2) 家賃 42,300円/月 (1,410円/日)

(3) 光熱水費 26,700円/月 (890円/日)

(4) 理美容代 実費

(5) おむつ代 実費

(6) その他日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は実費

2 月の中途における入居又は退居については日割り計算とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行振込によって指定期日までに受けるものとする。

4 この外、入居時に敷金として50,000円を受取り退居時に修繕費等を控除して返金する。

5 短期利用の場合は、家賃、光熱水費についても日割り計算とする。また、入居時一時金は申し受けない。但し、居室の破損等があった場合は、その修繕費について支払いを求める。

(入退居にあたっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者又は、要支援2の者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす人とする。

(1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと

(2) 自傷他害のおそれがないこと。

(3) 常時医療機関において治療する必要がないこと。

2 入居後、利用者の状態が悪化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向もふまえた上で、他のサービス機関と協議し、介護の継続が維持されるよう、退居に必要な援助を行うように努める。

(衛生管理等)

第11条 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し常に衛生管理に留意する。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置

を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時等における対応方法）

第12条 従業者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の適切な措置を講ずる。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずる。

- 2 携帯電話により24時間看護師との連絡体制を確保している。
- 3 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- 4 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をする。

（非常災害対策）

第13条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り避難訓練等を行う。

（協力医療機関等）

第14条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定める。

- 2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の各号の要件を満たす協力医療機関を定めるよう努める。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - (2) 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した

場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市町村に届け出るものとする。

- 4 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努める。
- 5 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努める。

（秘密保持）

第15条 本事業の従業者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、雇用契約の内容に盛り込む。

（苦情処理）

第16条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずる。

（虐待防止に関する事項）

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号の措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに

- に、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施。

(損害賠償)

- 第19条 利用者に対する介護サービスの提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(業務継続計画の策定等)

- 第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

- 第21条 従業者の質の向上を図るため、次の通り研修の機会を設ける。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 経験に応じた研修 随時
- 2 共同生活住居はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金徴収簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

(運営推進委員会)

- 第22条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供のため、運営推進委員会を設置する。
- 2 運営推進委員会は、利用者、利用者の家族、市職員、地域住民代表者、当事業所管理者、当事業所介護支援専門員、社長により構成する。
 - 3 運営推進委員会は、2ヶ月に1回以上開催する。
 - 4 運営推進委員会に、活動状況の報告をし、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴き、記録を作成し公表する。
 - 5 運営推進委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 6 運営推進委員の報酬は、社長が別に定める。

付 則

- この規程は、平成15年 4月 2日から施行する。
- この規程は、平成16年 5月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 5月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年11月16日から施行する。
- この規程は、平成23年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 3月 7日から施行する。
- この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成28年 3月 1日から施行する。
- この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年11月 1日から施行する。
- この規程は、令和 5年 7月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 6月 1日から施行する。

グループホームゆりさわ 南ユニット 運営規程

(認知症共同生活介護・短期利用認知症共同生活介護)

(介護予防認知症対応型共同生活介護・短期利用介護予防認知症対応型共同生活介護)

(目的)

第1条 この規程は、株式会社アミーゴ島根が開設するグループホームゆりさわ(以下「事業所」という)の南ユニット(以下「共同生活住居」という)の運営及び利用について必要な事項を定め、共同生活住居の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 認知症対応型共同生活介護は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活のなかでの心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立して営むことができるように、支援することを目的とする。

2 介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目的とする。

3 短期利用共同生活介護は、30日以内の利用期間で、当事業所の定員の範囲内で空いている居室を利用して行うものとし、利用者が住み慣れた地域の中で認知症の専門施設として身近に利用でき、在宅介護を支援することを目的とする。

(事業の方針)

第3条 本共同生活住居において提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及びその内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。

4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所名称、共同生活住居名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所名称 グループホームゆりさわ
- (2) 共同生活住居名称 南ユニット
- (3) 所在地 島根県松江市宍道町佐々布2 1 3 0 番地 1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 共同生活住居に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤)
管理者は、共同生活住居の従業者の管理、職員の管理を一元的に行うとともに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の介護従事者の職務にあたる。
- (2) 計画作成担当者 1名 (管理者および介護従事者と兼務)
計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当する。
- (3) 介護従事者 8名以上
計画作成担当者の作成した介護計画に従い介護に従事する。

(利用定員)

第6条 共同生活住居の利用定員は9名とする。

- 2 短期利用の利用定員は、空室がある場合に於いて1名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次の通りとする。(短期利用も同様)

- (1) 入浴、排泄、食事等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及び環境をふまえて、個別に認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画 (以下「介護計画」という) を作成する。(短期利用も同様)

- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該介護計画の内容を説明し、同意を得るとともにその介護計画を交付する。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに常に、その実施状況について評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、1割、2割または3割の額とする。ただし、次の各号に掲げる項目については、別に料金の支払いを受ける。

(1) 食材費 45,300円/月 (1,510円/日)

(2) 家賃 42,300円/月 (1,410円/日)

(3) 光熱水費 26,700円/月 (890円/日)

(4) 理美容代 実費

(5) おむつ代 実費

(6) その他日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は実費

2 月の中途における入居又は退居については日割り計算とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行振込によって指定期日までに受けるものとする。

4 この外、入居時に敷金として50,000円を受取り退居時に修繕費等を控除して返金する。

5 短期利用の場合は、家賃、光熱水費についても日割り計算とする。また、入居時一時金は申し受けない。但し、居室の破損等があった場合は、その修繕費について支払いを求める。

(入退居にあたっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者又は、要支援2の者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす人とする。

(1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと

(2) 自傷他害のおそれがないこと。

(3) 常時医療機関において治療する必要がないこと。

2 入居後、利用者の状態が悪化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向もふまえた上で、他のサービス機関と協議し、介護の継続が維持されるよう、退居に必要な援助を行うように努める。

(衛生管理等)

第11条 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し常に衛生管理に留意する。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置

を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時等における対応方法）

第12条 従業者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の適切な措置を講ずる。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずる。

- 2 携帯電話により24時間看護師との連絡体制を確保している。
- 3 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- 4 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をする。

（非常災害対策）

第13条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り避難訓練等を行う。

（協力医療機関等）

第14条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定める。

- 2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の各号の要件を満たす協力医療機関を定めるよう努める。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - (2) 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した

場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市町村に届け出るものとする。

- 4 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努める。
- 5 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努める。

（秘密保持）

第15条 本事業の従業者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、雇用契約の内容に盛り込む。

（苦情処理）

第16条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずる。

（虐待防止に関する事項）

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号の措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するととも

に、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施。

(損害賠償)

第19条 利用者に対する介護サービスの提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第21条 従業者の質の向上を図るため、次の通り研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 経験に応じた研修 随時

2 共同生活住居はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金徴収簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

(運営推進委員会)

第22条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供のため、運営推進委員会を設置する。

2 運営推進委員会は、利用者、利用者の家族、市職員、地域住民代表者、当事業所管理者、当事業所介護支援専門員、社長により構成する。

3 運営推進委員会は、2ヶ月に1回以上開催する。

4 運営推進委員会に、活動状況の報告をし、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴き、記録を作成し公表する。

5 運営推進委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

6 運営推進委員の報酬は、社長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年 4月 2日から施行する。

この規程は、平成16年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成18年11月16日から施行する。

この規程は、平成23年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 3月 7日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年11月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 6月 1日から施行する。